

2025年度（2026年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現金及び預貯金	152,252	保険契約準備金	6,662,725
預 貯 金	152,252	支 払 備 金	104,941
買入金銭債権	423,098	責 任 準 備 金	6,550,602
有 価 証 券	5,953,272	契 約 者 配 当 準 備 金	7,181
国 債	4,413,150	代 理 店 借	4,843
地 方 債	5,609	再 保 険 借	86,301
社 債	498,462	そ の 他 負 債	199,806
株 式	62	未 払 法 人 税 等	3,316
外 国 証 券	587,553	未 払 金	70,179
そ の 他 の 証 券	448,434	未 払 費 用	14,491
貸 付 金	101,140	前 受 収 益	0
保 険 約 款 貸 付	101,140	預 り 金	179
有 形 固 定 資 産	1,305	預 り 保 証 金	2
建 物	724	金 融 派 生 商 品	81,078
その他の有形固定資産	581	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	27,890
無 形 固 定 資 産	34,342	仮 受 金	2,668
ソ フ ト ウ ェ ア	34,314	退 職 給 付 引 当 金	9,354
その他の無形固定資産	27	特 別 法 上 の 準 備 金	27,155
代 理 店 貸	130	価 格 変 動 準 備 金	27,155
再 保 険 貸	127,818	負 債 の 部 合 計	6,990,186
そ の 他 資 産	255,135	（ 純 資 産 の 部 ）	
未 収 金	77,649	資 本 金	55,000
前 払 費 用	7,633	資 本 剰 余 金	41,860
未 収 収 益	10,962	資 本 準 備 金	41,860
預 託 金	1,495	利 益 剰 余 金	103,355
金 融 派 生 商 品	144,208	利 益 準 備 金	13,140
金融商品等差入担保金	11,336	そ の 他 利 益 剰 余 金	90,215
仮 払 金	1,850	繰 越 利 益 剰 余 金	90,215
繰 延 税 金 資 産	70,065	株 主 資 本 合 計	200,215
貸 倒 引 当 金	△ 1,832	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 37,098
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 36,571
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 73,669
		純 資 産 の 部 合 計	126,545
資 産 の 部 合 計	7,116,731	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	7,116,731

(注) 1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価基準および評価方法は次のとおりと
しています。

- ① 売買目的有価証券の評価は時価法によっています。また、売却原価は移動平均法に基づいて算定して
います。
- ② 満期保有目的の債券の評価は移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっています。
- ③ 業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査
上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応債券の評価は移動平
均法に基づく償却原価法（定額法）によっています。
なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は1,225,828百万円、時価は700,736百万円です。
また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は次のとおりです。
資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「個人保険（無配当・利差回払）の責任準備金
の一部分」を小区分として設定し、当該小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券
のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっています。
- ④ 子会社株式および関連会社株式の評価は移動平均法に基づく原価法によっています。
- ⑤ その他有価証券の評価は、市場価格のない株式等を除き、事業年度末日の市場価格等に基づく時価法に
よっています。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価は移動平均法に基づい
て算定しています。
- ⑥ その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は移動平均法に基づく原価法によっています。

(2) デリバティブ取引の評価は時価法によっています。

(3) 有形固定資産の減価償却は次の方法によっています。

- ① リース資産以外
定額法を採用しています。
- ② リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存
価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 無形固定資産のうちソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法を採用しています。

(5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っています。

(6) 貸倒引当金は資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債
務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の
処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しています。また、
現状、経営破綻の状況にはありませんが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する
債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、
その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。上記以外の
債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上し
ています。

また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立し
た資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っています。

(7) 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき
計上しています。

退職給付見込額および退職給付費用の処理方法は次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準を採用しています。
数理計算上の差異の処理年数 5年

(8) 価格変動準備金は保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しています。

(9) ヘッジ会計の方法は次のとおりです。

外貨建資産に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する目的で実施している為替予約取引の一部については、繰延ヘッジ処理または時価ヘッジ処理、通貨スワップ取引の一部については、振当処理を行っています。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しています。

(10) 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、事業費は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等は前払費用に計上のうえ 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものは発生事業年度に費用処理しています。

(11) 責任準備金は、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条の規定に基づき積み立てており、未経過保険料、保険料積立金、危険準備金により構成されています。

なお、保険契約が再保険に付されている場合は、再保険が付された部分に対する責任準備金は、保険業法施行規則第 71 条第 1 項に基づき、原則として積み立てていません。

未経過保険料は、保険契約に定めた保険期間のうち、決算期においてまだ経過していない期間に対応する責任に相当する金額を積み立てています。

保険料積立金は、次の方式により計算しています。

① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、1999 年 5 月 2 日以後 2003 年 2 月 1 日までに締結された 5 年ごと利差配当付個人年金保険（一時払）契約について、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定に基づき、責任準備金 19 百万円を追加して積み立てています。

危険準備金は、保険契約に基づく債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて、保険業法にしたがって積み立てています。

(12) 支払備金は、保険業法第 117 条の規定に基づき、保険契約に基づいて支払義務が発生した、または発生したと認められる保険金、返戻金およびその他の給付金のうち、まだ支払っていない金額を積み立てています。なお、保険契約が再保険に付されている場合、再保険が付された部分に相当する支払備金は、保険業法施行規則第 71 条第 1 項に基づき、原則として積み立てていません。既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下、「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱を 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下、「IBNR 告示」という。）第 1 条第 1 項本則に基づき計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しています。

IBNR 告示第 1 条第 1 項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額および保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本則と同様の方法により算出しています。

2. 金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

生命保険会社の資産運用においては、負債である保険契約の性格を十分に把握し、有価証券等の資産と保険契約という負債を総合的に管理する資産・負債総合管理（ALM）が重要であり、こうした観点から、当社では、有価証券等の資産と保険契約という負債を時価評価して、その差額である剰余が将来の金利変動等によって受ける影響を定量的に評価・分析し、その適切なコントロールを通じて、安定的な収益を確保することを運用の基本としています。

具体的には、超長期債券を中心とした運用資産を構成し、金利スワップ取引等を併用して保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、信用リスクをとる運用も行い、安定的な剰余の価値（運用資産価値－保険負債価値）の拡大を目指しています。また、外貨建資産に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減することを目的として、為替予約取引等も活用しています。

資産運用に関わるリスクには、市場リスク、信用リスク等がありますが、当社ではリスク管理部が一元的にこれらのリスク管理を行っています。上限リスク量により管理する資産運用リスクの状況は、定期的に資産運用リスク管理の担当役員等に報告しています。また、信用リスクについては、リスク量および与信の状況等を定期的にモニタリングし、管理を行っています。主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
買入金銭債権	423,098	423,098	—
有価証券 (*1)	5,813,543	4,374,721	△ 1,438,821
売買目的有価証券	456,809	456,809	—
満期保有目的の債券 (*2)	2,869,807	1,956,078	△ 913,729
責任準備金対応債券	1,225,828	700,736	△ 525,091
その他有価証券	1,261,097	1,261,097	—
貸付金	101,140	104,351	3,210
資産計	6,337,782	4,902,171	△ 1,435,610
デリバティブ取引 (*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	78,563	78,563	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(15,434)	(15,434)	—
デリバティブ取引計	63,129	63,129	—

現金及び預貯金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(*1) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（2020年3月31日 企業会計基準委員会）第5項に従い、時価開示の対象としていません。当該非上場株式等の貸借対照表計上額は108,806百万円です。

また、組合出資金等については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準委員会）第24-16項を適用し、時価開示の対象としていません。当該組合出資金等の貸借対照表計上額は30,922百万円です。

(*2) 通貨スワップ取引の振当処理を行っているものについては、ヘッジ対象の有価証券（満期保有目的の債券）と一体として処理しているため、その時価は当該有価証券の時価に含めています。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しています。

3. 主な金融商品の時価の内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	423,098	—	423,098
有価証券				
売買目的有価証券	—	456,809	—	456,809
其他有価証券	796,207	464,890	—	1,261,097
デリバティブ資産	—	144,154	53	144,208
資産計	796,207	1,488,952	53	2,285,213
デリバティブ負債	—	81,078	—	81,078
負債計	—	81,078	—	81,078

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

	時価				貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券	1,562,646	393,431	—	1,956,078	2,869,807	△ 913,729
責任準備金対応債券	549,936	150,800	—	700,736	1,225,828	△ 525,091
貸付金	—	—	104,351	104,351	101,140	3,210
資産計	2,112,582	544,232	104,351	2,761,166	4,196,777	△ 1,435,610

(注1) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

買入金銭債権

買入金銭債権のうち有価証券に準じるものについては、将来キャッシュ・フローの現在価値技法等の評価技法を用いて算定された価格を情報ベンダー等から入手し、当該価格を時価としています。これらの評価技法には、イールドカーブ、クレジットスプレッド等の観察可能なインプットを主に使用しているため、レベル2の時価に分類しています。なお、買入金銭債権のうち、決済までの期間が短期間であるものは、時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しています。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。

相場価格のないものは、主に将来キャッシュ・フローの現在価値技法等の評価技法を用いて算定された価格を情報ベンダー等から入手し、当該価格を時価としています。これらの評価技法には、イールドカーブ、クレジットスプレッド等のインプットを使用しています。観察できないインプットを使用していないまたはその影響が重要でない場合はレベル2、重要な観察できないインプットを使用している場合はレベル3の時価に分類しています。

なお、市場における取引価額が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には、基準価額等をもって時価としており、レベル2の時価に分類しています。

貸付金

保険約款貸付は、過去の実績に基づく返済率から生成した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリー・レートで割り引いて算出しており、重要な観察できないインプットを使用しているためレベル3の時価に分類しています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引のうち取引所取引は、取引所等における最終の価格をもって時価としています。店頭取引は、情報ベンダー等から入手したバシュリエモデル等で算定された価格または将来キャッシュ・フローの現在価値技法等の評価技法を用いて算定された価格をもって時価としています。これらの評価技法には、金利、為替レート、株価、ボラティリティ等のインプットを用いています。

取引所取引はレベル1、観察できないインプットを使用していないまたはその影響が重要でない場合はレベル2、重要な観察できないインプットを使用している場合はレベル3の時価に分類しています。

(注2)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
デリバティブ取引 金利スワップション	バシュリエモデル算式	インプライド・ボラティリティ	—

金利スワップションの時価については、情報ベンダーから入手した価格を調整せず使用しているため、インプットの範囲の注記を省略しています。

② 期首残高から当事業年度末残高への調整表、当事業年度の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	期首残高	レベル3の時価への振替(*1)	レベル3の時価からの振替(*1)	当事業年度の損益(*2)	購入、売却、発行および決済の純額	当事業年度末残高	当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産および金融負債の評価損益(*2)
デリバティブ取引(*3) 金利スワップション	26	—	—	1	25	53	11

(*1) レベル間の振替は期首時点で認識することとしています。

(*2) 損益計算書の「資産運用費用」に含まれています。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務および利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる項目については、()で示しています。

③ 時価評価のプロセスの説明

当社は取引部門から独立した部門において時価の算定に関する方針、手続および時価評価モデルの使用に係る手続を定めています。算定された時価およびレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法およびインプットの妥当性を検証しています。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いています。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しています。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

インプライド・ボラティリティ

インプライド・ボラティリティ（以下、「ボラティリティ」という。）とは、特定の期間における金融指標の予想変動率を表す尺度です。買建ポジションのオプション商品は、ボラティリティの上昇により利益を得ることができます。なお、ボラティリティが低下した場合でも損失は支払ったプレミアムに限定されます。

4. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は627,396百万円です。
5. 債権のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は0百万円であり、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権はありません。
6. 有形固定資産の減価償却累計額は1,705百万円です。
7. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は470,007百万円です。なお、負債の額も同額です。
8. 関係会社に対する金銭債権総額は26百万円、金銭債務総額は635百万円です。
9. 繰延税金資産の総額は84,529百万円、繰延税金負債の総額は14,463百万円です。なお、繰延税金資産の総額の算出にあたって、評価性引当額475百万円を控除しています。繰延税金資産の主な発生原因別内訳は繰延ヘッジ損失28,700百万円、保険契約準備金損金算入限度超過額22,567百万円、その他有価証券評価差額金15,079百万円、価格変動準備金7,847百万円です。繰延税金負債の主な発生原因別内訳は繰延ヘッジ利益13,835百万円です。
当事業年度における法定実効税率は28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は受取配当の益金不算入額△7.9%、外国子会社合算税制6.8%です。
なお、法人税および地方法人税並びに税効果会計の会計処理については、実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2022年10月28日 企業会計基準委員会）を適用しています。
10. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりです。

当事業年度期首現在高	7,594百万円
当事業年度契約者配当金支払額	2,438百万円
利息による増加等	2百万円
契約者配当準備金繰入額	2,022百万円
当事業年度末現在高	7,181百万円
11. 関係会社株式の額は108,743百万円です。
12. 担保に供されている資産は有価証券12,942百万円です。

13. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下、「出再支払備金」という。）の額は1,133百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下、「出再責任準備金」という。）の額は1,817,471百万円です。
14. 契約の諸条件に照らして、以下の①②に該当する一定の再保険契約（保険業法施行規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く）に係る未償却出再手数料（受再保険会社から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう）の当事業年度末残高は、4,722百万円です。
- ① 未償却出再手数料及びこれに附帯して支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。
- ② 保険契約に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること。
15. 1株当たりの純資産額は79,090円64銭です。
16. 以下の会社の債務を保証しており、当事業年度末における保証残高は次のとおりです。
トウキョウ・マリン・アールエスエル・リー・ピーアイシー・リミテッド 77,847百万円
17. 当社は親会社グループ内の資金効率向上を目的として、キャッシュプーリング（借入および貸付を伴う親会社グループ内の会社との資金融通）を導入しています。キャッシュプーリングに伴う貸出未実行残高は180,000百万円です。
18. デリバティブ取引に関連して担保として受け入れている有価証券のうち、売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは38,032百万円（時価）であり、すべて自己保有しています。

19. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内勤社員については、確定給付型の制度として退職一時金制度、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けています。また、営業社員については、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けています。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	8,756百万円
勤務費用	780百万円
利息費用	169百万円
数理計算上の差異の発生額	△491百万円
退職給付の支払額	△889百万円
期末における退職給付債務	<u>8,325百万円</u>

② 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	8,325百万円
未認識数理計算上の差異	1,028百万円
退職給付引当金	<u>9,354百万円</u>

③ 退職給付に関連する損益

勤務費用	780百万円
利息費用	169百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△157百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>792百万円</u>

④ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率 2.6%~2.8%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、353 百万円です。

20. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。